

防災性能なき防災カーテンを自主回収

公益財団法人日本防災協会は、さきごろ消防庁から指示があった防災品(カーテン)の不適正品の自主回収の対象になっている防災カーテンを事業者からの申し出に基づきホームページで公表し、該当するカーテンの回収を呼びかけている。市場に出回っている回収対象のカーテンでは色柄で見分けられるとしている。該当商品は4社・7品、約4,000mになる。

消防庁によれば、協会の防災品の普及に関する報告から、自主調査で平成18年以降の調査で分かった、出荷時に求められる防災性能基準を満たしていない防災カーテンのうち、防災性能がない(着炎後カーテン自体が燃え上がることはないが、一部でも25×15cmの枠内に火が留まらない部分があるもの)疑いがあるカーテンの自主回収を協会に指示した。それとともに防災性能確認の運用改善をも指示している。

協会は、消防庁の指導を受けて対応策をとった。

協会は防災性能を確認した防災物品には、流通過程における品質確保のため、協会自主規程に基づき抜取試買を行い、基準に合わないものを発見した場合には、関係業者に改善・指導を行ってきた。

しかし、それが徹底されていなかったため、今回の防災品の不適正品が発生した。

対策として、協会はすでに防災性能確認業務の運用について見直した。

試験番号ごとに防災加工に使用する薬液の濃度浸漬時間等を試料明細書に明記するように改善している。

不適正品の自主回収に至ったのは、「防災性能の確認試験を行った製品に関する詳細な仕様を届ける仕組みになっていなかった」(消防庁)からだ。

今後「改善・指導方法を見直し、登録業者に対する指導をさらに強化し、自主管理を徹底するとともに品質管理を徹底し防災品の信頼確保に努める」と協会は話している。

日装連新聞(第414号)より引用